

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年12月24日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、臨時的任用職員としての在職期間を退職手当条例に基づく退職手当に係る在職期間の通算対象とするため、関係規定を整備する必要があるからである。

# 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

## 1 改正の概要

公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）に基づく退職手当の算定の基礎となる職員としての在職期間に出産休暇の代替及び配偶者同行休業（※）の代替の臨時的任用職員としての在職期間を通算することとする。  
※職員が、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするための休業

## 2 改正の理由

臨時的任用職員に支給する給与（退職手当を含む。）については任命権者が定めることとされ（職員の給与に関する条例第31条）、退職手当条例の適用対象外である。令和2年4月1日から臨時的任用職員に「公立学校の臨時的任用職員の給与、勤務時間等取扱要綱」に基づき退職手当を支給することとしたのを機に、臨時的任用職員としての在職期間を退職手当条例に基づく退職手当に係る在職期間の通算対象とするため。

## 3 改正の内容

退職手当条例に基づく退職手当に係る在職期間には、教育委員会規則で定める「職員以外の公務員」が引き続いて正規の職員（退職手当条例の適用を受ける職員）となった場合における「職員以外の公務員」としての在職期間を含むものとされている（退職手当条例第7条第5項）ところ、その「職員以外の公務員」に出産休暇の代替及び配偶者同行休業の代替の臨時的任用職員を追加する。

## 4 施行期日

公布の日（令和2年4月1日から適用）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ハ中「又は育児休業法第六条第一項」を「、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項、育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年愛知県条例第四十九号）第九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(職員以外の公務員)

(職員以外の公務員)

第三条 条例第七条第五項の規定により教育委員会規則で定める職員以外

第三条 同上

の公務員は、次に掲げる者とする。

一 愛知県に勤務する者で次に掲げるもの

一 同上

イ及びロ 略

イ及びロ 略

ハ 常時勤務に服することを要する者のうち、地方公務員法第二十二

ハ 常時勤務に服することを要する者のうち、地方公務員法第二十二

条の三第一項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関

条の三第一項又は育児休業法第六条第一項の規定に基づき臨時的に

する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三条第一項、育児休業

任用されるもの(その者に係る退職手当に関する規定において退職

法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十

手当が支給されることとされている者に限る。)

六年愛知県条例第四十九号)第九条第一項の規定に基づき臨時的に

任用されるもの(その者に係る退職手当に関する規定において退職

手当が支給されることとされている者に限る。)

二以下 略

二以下 略